省　　令

厚生労働省
○経済産業省
環境省令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月一日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

第一条　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の五を第四条の六とする。

第四条の四中「様式第十二」を「様式第十三」に改め、同条を第四条の五とする。

第四条の三第一項及び第二項中「様式第十一」を「様式第十二」に改め、同条を第四条の四とする。

第四条の二中「様式第十」を「様式第十一」に改め、同条を第四条の三とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（高分子化合物の確認に係る申出）

第四条の二　法第三条第一項第六号の規定による確認を受けようとする者は、あらかじめ、製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、様式第十の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。

第五条の見出し中「少量新規化学物質」を「少量新規化学物質等」に改め、同条第一項中「第四条第一項」を「第四条第一項又は第四条の二」に改める。

第七条中「第四条の五第二項各号」を「第四条の六第二項各号」に改める。

第八条第一項中「様式第十三」を「様式第十四」に改め、同条第三項中「様式第十四又は様式第十五」を「様式第十五又は様式第十六」に改める。

様式第一中「新規化学物質製造（輸入）届出書」を「新規化学物質製造・輸入届出書」に改め、同様式備考中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6中「様式第10」を「様式第11」に改め、6を5とし、7を6とし、8を7とする。

様式第一の二中「外国における製造者等の新規化学物質製造（輸出）届出書」を「外国における製造者等の新規化学物質製造・輸出届出書」に改め、同様式備考中2を削り、3を2とし、4から7までを一ずつ繰り上げる。

様式第九中「少量新規化学物質製造（輸入）申出書」を「少量新規化学物質製造・輸入申出書」に改め、同様式備考中2及び3を削り、4を2とし、5から8までを二ずつ繰り上げる。

様式第十五を様式第十六とし、様式第十四を様式第十五とし、様式第十三を様式第十四とする。

様式第十二中「様式第11」を「様式第12」に、「第4条の3第1項及び第2項」を「第4条の4第1項及び第2項」に、「低生産量新規化学物質製造（輸入）申出書」を「低生産量新規化学物質製造・輸入申出書」に改め、同様式備考中2を削り、3を2とし、4から7までを一ずつ繰り上げ、同様式中「第4条の3第1項又は第2項」を「第4条の4第1項又は第2項」に改め、同様式を様式第十二とする。

様式第十中「様式第10」を「様式第11」に、「第4条の2関係」を「第4条の3関係」に、「第4条の2の」を「第4条の3の」に改め、同様式を様式第十一とする。

様式第九の次に次の一様式を加える。

様式第10（第4条の2関係）

法第3条第1項第6号に係る高分子化合物製造・輸入申出書

1．新規化学物質の名称	
2．新規化学物質の構造式（不明の場合はその製法の概略）	
3．新規化学物質の数平均分子量	
4．新規化学物質の重量平均分子量	
5．新規化学物質の単量体単位のモル比	
6．新規化学物質の単量体単位の重量比	
7．新規化学物質の外観	
8．新規化学物質の用途	
9．新規化学物質の純度及び不純物	
10．その他参考となるべき事項	

備考

1．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2．別紙として以下の書類を添付すること。

(1)　試験サンプルの純度、不純物及びその含有量

(2)　試験サンプルを構成する単量体の名称及び官報公示番号等、単量体単位のモル比及び重量比

(3)　物理化学的安定性試験結果、酸・アルカリ溶解性試験結果

(4)　水・有機溶媒溶解性試験結果

(5)　分子量分布、分子量1,000未満成分の含有量等

(6)　懸念官能基の有無

3．法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

4．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。